



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*38 職員に対する子ども手当の支給等の事務に関する規則 (人事課)
- \*39 和歌山県税規則等の一部を改正する規則 (税務課)
- \*40 和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則 (教育委員会)

### ○ 告示

- 414 地籍調査事業計画 (地域づくり課)
- \*415 平成17年和歌山県告示第541号 (高等学校授業料における加算額の設定) の一部改正 (教育委員会)

## 規 則

### 和歌山県規則第38号

職員に対する子ども手当の支給等の事務に関する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員に対する子ども手当の支給等の事務に関する規則

### (趣旨)

第1条 職員に対する子ども手当の支給等に関する事務の取扱いについては、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「法」という。)、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令(平成22年政令第75号)及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成22年厚生労働省令第51号。以下「省令」という。)によるほか、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において「職員」とは、常時勤務に服することを要する県の職員、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第2条第1号、第2号の2から第4号まで及び第5号に掲げる者並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。

### (事務の委任)

第3条 知事は、次の表の左欄に掲げる者に、同表右欄に掲げる職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務を委任する。

左 欄	右 欄
和歌山県教育長	和歌山県教育委員会事務局、和歌山県教育委員会が所管する学校その他の教育機関に勤務する職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員
和歌山県警察本部長	和歌山県警察本部及び各警察署に勤務する職員

### (報告)

第4条 前条の規定により職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の委任を受けた者は、省令第16条の規定による報告書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (支払日)

第5条 子ども手当は、法第7条第4項に規定する支払期月の10日に支払う。ただし、その日が和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い県の休日でない日に支払う。

### (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第39号

和歌山県税規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県税規則等の一部を改正する規則

(和歌山県税規則の一部改正)

第1条 和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第13条第7号の3及び第14条第1項第20号中「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に改める。

別記第4号様式(注)2中「平成22年3月31日」を「平成

24年3月31日」に改める。

別記第7号の3様式を次のように改める。

別記第 7 号 の 3 様 式 ( 第 13 条 関 係 )

自動車税納税証明書交付申請書

( 継 続 検 査 ・ 構 造 等 変 更 検 査 用 )

証 明 書 番 号 第 号

納 税 済 年 度			
自 動 車 登 録 番 号		車 台 番 号	
有 効 期 限			
備 考			
確 認 欄	← 年 度 額 完 納 状 況 本 税 未 納 額	上 記 を 証 明 願 い ます 。  年 月 日	
	停 止 滞 納 代 納 延 滞 金		
現 氏 名			県 税 事 務 所 長 様  申 請 人 住 所
			氏 名 ( 会 社 名 )

( 県 税 事 務 所 保 管 )

別記第11号様式(その2)中「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に改める。

別記第30号様式(その1)を次のように改める。

別記第30号様式(第14条関係)

(その1)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)			
証明書番号 第            号			
納税済年度			
自動車登録番号		車台番号	
有効期限			
備考			
車 検 用	上記を証明する。  年    月    日  県税事務所長 印		

備考 この証明書は、継続検査・構造等変更検査用として発行(再発行)する場合に使用するものとする。

(その2)

自動車税納税証明書  
(継続検査・構造等変更検査用)

登録番号
車台番号(下4桁)
納税済年度
有効期限
上記自動車に係る自動車税に滞納がないことを証明します。
県税事務所長 印
登録番号・車台番号・有効期限・所長印に***印があるものは無効です。

備考 この証明書は、和歌山県指定金融機関等に口座振替により納付された場合に使用するものとする。

(その3)

自動車税納税証明書  
(継続検査・構造等変更検査用)

登録番号
車台番号(下4桁)
納税済年度
有効期限
上記自動車に係る自動車税に滞納がないことを証明します。
県税事務所長 印
この証明書は車検を受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。

備考 この証明書は、身体障害者等に対する自動車税の減免を受けた場合に使用するものとする。

(その4)

自動車税納税証明書  
(継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号

上記、自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

車台番号	
納税済年度	

有効期限

県税事務所長 印

車検用

次のものは無効です。

1. 領収日付印のないもの
2. 登録番号に\*印があるもの
3. 訂正されたもの

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

納税者保管

備考 この証明書は、納税通知書により納付を受けた場合に使用するものとする。

別記第30号様式(その2)から別記第30号様式(その4)までを削る。

(和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部改正)

第2条 和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則(昭和45年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第63条の2及び第105条」を「第49条及び第63条の2」に改める。

(和歌山県税規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 和歌山県税規則の一部を改正する規則(平成22年和歌山県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の5の2の次に4条を加える改正規定中

小腸機能

障害	特別項症から第3項症までの各々項症	特別
----	-------------------	----

項症から第3項症までの各々項症	を	小腸機能障害
		肝臓機能障害

特別項症から第3項症までの各々項症	特別項症から第3項症
特別項症から第3項症までの各々項症	特別項症から第3項症

までの各々項症  
に改める。  
までの各々項症

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第40号

和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則

和歌山県税外収入徴収規則(昭和33年和歌山県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1項を次のように改める。

1 高等学校授業料(専攻科に限る。)

第1期(4月1日から4月30日まで)分 4月25日

第2期(5月1日から5月31日まで)分 5月25日

第3期(6月1日から6月30日まで)分 6月25日

第4期(7月1日から7月31日まで)分 7月25日

第5期(8月1日から8月31日まで)分 8月25日

第6期(9月1日から9月30日まで)分 9月25日

第7期(10月1日から10月31日まで)分 10月25日

第8期(11月1日から11月30日まで)分 11月25日

第9期(12月1日から12月31日まで)分 12月25日

第10期(1月1日から3月31日まで)分 1月25日

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第414号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成21年度地籍調査事業計画(平成21年和歌山県告示第461号)の一部を、次のとおり変更した。

平成22年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目	変 更 前	変 更 後
調査地域	郡 市 名	和歌山市
	町 村 名	
	調査地域名	平井の一部 井戸の一部 相坂の一部 馬場の一部
調 査 期 間	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成21年4月1日か ら平成22年6月30日 まで

和歌山県告示第415号

平成17年和歌山県告示第541号(高等学校授業料における加算額の設定)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から実施する。

平成22年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「全日制、定時制」を「定時制(聴講生に限る。)」に改める。

1を次のように改める。

1 定時制(聴講生に限る。) 1人につき1単位当たり年額30円

2を削り、3を2とする。

ただし書を削る。